

国立大学法人高知大学年俸制適用職員の退職手当に関する規則

平成26年9月24日
規則第29号

最終改正 令和2年3月24日規則第81号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第73条の規定に基づき、国立大学法人高知大学年俸制適用職員給与規則（以下「年俸制適用職員給与規則」という。）が適用される職員（就業規則第73条に規定する新年俸制適用職員及び令和2年4月1日より前に年俸制適用職員給与規則が適用される職員となった者のうち、令和2年4月1日以降に就業規則第73条に規定する新年俸制適用職員に移行した者を除く。以下「旧年俸制適用職員」という。）の退職手当について、必要な事項を定める。

(退職手当の原則的取扱い)

第2条 旧年俸制適用職員には、当該旧年俸制適用職員が旧年俸制適用職員以外の職員として在職している間に、職員退職手当規則第9条から第12条までの規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間に含まれる期間（以下「職員退職手当規則上の勤続期間」という。）を有している場合を除き、退職手当を支給しない。また、旧年俸制適用職員として在職していた期間（職員退職手当規則第9条、第10条又は第11条の規定により同規則上の勤続期間にその在職期間が含まれることとなる機関（以下「他の国立大学法人等」という。）において旧年俸制適用職員に相当する職員として在職していた期間を含む。）は、職員退職手当規則上の勤続期間に含まないものとする。

(退職手当の特例)

第3条 前条の規定により退職手当を支給されることとなる旧年俸制適用職員に対する退職手当の額は、当該旧年俸制適用職員が旧年俸制適用職員（他の国立大学法人等において旧年俸制適用職員に相当する職員として在職していた者が国立大学法人高知大学に採用され、引き続き年俸制適用職員給与規則及びこの規則を適用されることとなった場合には、当該他の国立大学法人等における旧年俸制適用職員に相当する職員を含む。）となった日の前日を、当該旧年俸制適用職員が自己都合により退職した日とみなして、当該旧年俸制適用職員が実際に退職し、又は解雇された日における職員退職手当規則を適用して得られる額とする。

2 旧年俸制適用職員が、人事交流その他の事由によって、引き続いて他の国立大学法人等の職員となった場合において、その者が当該他の国立大学法人等において旧年俸制適用職員に相当する職員となり、当該他の国立大学法人等においてこの規則による退職手当に相当するものを支給されることとなるときは、この規則による退職手当は支給しない。

(補則)

第4条 年俸制適用職員の退職手当に関して、この規則に定めのない事項については、職員退職手当規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日規則第81号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。